役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人和光会（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

（３）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

（４）評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

（５）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

（６）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

２　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

３　常勤役員については、報酬、賞与を支給する。

４　非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給する。

（役員の職員兼務に関する取扱い）

第３条の２　常勤役員が法人の職員を兼務する場合、当該役員には本規程に定める報酬等のほか、職員としての給与を給与規程に基づき別途支給することができる。

２　前項の兼務及び給与の支給については、評議員会の決議を経て行うものとする。

（役員報酬の減額）

第３条の３　役員が次の各号のいずれかに該当する場合、評議員会の決議により、報酬等の全部または一部を減額することができる。

（１）法令、定款または法人の諸規程に違反する行為を行ったとき

（２）法人の運営または管理監督に重大な支障を生じさせたとき

（３）その他役員としての職責を著しく怠ったと認められるとき

２　前項の減額の額および期間は、評議員会において決定する。ただし、減額の額は報酬月額の 10 分の１に相当する額に減額する月数を乗じた額を限度とする。

（報酬等の額の決定）

第４条　常勤役員に対する報酬の額は、別記１「常勤役員の報酬」に定める額とする。

２　常勤役員に対する賞与の額は、別記２「常勤役員の賞与」に定める額とする。

３　非常勤理事に対する報酬は、別記３「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

４　各々の監事の報酬月額は、別記３「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。

５　個々の評議員の報酬は、別記４「評議員の報酬」に定める額とする。

６　理事長の報酬額の決定にあたっては、法人の事業運営上必要と認められる次に掲げる個人負担を考慮するものとする。

（１）東京都および神奈川県内における職員宿舎の賃貸借契約において、理事長が賃借人または連帯保証人として個人の信用および財産を提供していること

（２）前号に係る潜在的債務の総額は、在籍する対象職員の賃料および極度額の合計に相当する規模に及ぶこと

７　前項の状況については、毎年度評議員会に報告するものとする。

８　第６項に掲げる個人負担のリスクに重大な変化が生じた場合は、評議員会において報酬額の改定を含む必要な対応を検討するものとする。

（費用弁償の支給）

第５条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

２　常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

３　役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第６条　常勤役員の報酬等は、毎月 25 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

２　非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第７条　報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公　表）

第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補　足）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

別記１　常勤役員の報酬
　　理事長　　月額 250,000 円
別記２　常勤役員の賞与
　　理事長　　年額 1,000,000 円
別記３ 非常勤役員の報酬
　理事：理事会･評議員会出席の都度　１人一律 5,568 円
　監事：理事会･評議員会・会議等へ出席の都度　１人一律 5,568 円
　　監事監査の業務実施の場合　１時間当たり 10,000 円
　　内部監査等の実施の場合　交通費等の事情を鑑み上記の額を超えない範囲で決定する
別記４ 評議員の報酬
　評議員会出席の都度　１人一律 5,568 円

附　則
この規程は平成２９年６月２２日(評議員会の議決日)から施行する。

附　則
この規程は令和３年６月２４日(評議員会の議決日)から施行し、平成２９年６月２２日から適用する。

附　則
この規程は令和６年２月９日（評議員会の議決日）から施行し、平成２９年６月２２日から適用する。

附　則

この規程は令和７年６月２７日（評議員会の議決日）から施行し、令和７年５月１日から適用する。（別記 １・２について専務理事の報酬についての削除、別記３について監事についての報酬規程の改訂）

附　則

この規程は令和８年４月１３日（評議員会の議決日）から施行し、令和８年４月１３日から適用する。（第３条の２（役員の職員兼務に関する取扱い）を新設・第３条の３（役員報酬の減額）を新設・第４条第６項～第８項を新設）